

-----  
**規 則**  
-----

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第17号**

**高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の一部を  
改正する規則**

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則（平成19年高知県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「小児科」を「小児科、外科」に改める。

第5条の2中「産婦人科」を「産婦人科、内科（血液内科に係るものに限る。）及び放射線科（放射線治療に係るものに限る。）」に改める。

第9条の見出し中「時期」を「時期等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第8条第1項に規定する借受者（以下「借受者」という。）は、知事が別に定めるところにより、貸付金を振り込む口座を指定しなければならない。指定した口座を変更しようとするときも、同様とする。

第15条中「規定に基づき」を「規定により」に改める。

別記第8号様式を次のように改める

**第8号様式 削除**

別記第9号様式、別記第11号様式、別記第12号様式、別記第14号様式、別記第16号様式、別記第18号様式、別記第20号様式、別記第22号様式から別記第24号様式まで及び別記第26号様式から別記第30号様式までの規定中「㊟」を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則別記第9号様式、別記第11号様式、別記第12号様式、別記第14号様式、別記第16号様式、別記第18号様式、別記第20号様式、別記第22号様式から別記第24号様式まで及び別記第26号様式から別記第30号様式は、この規則による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。